

唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括の委託

仕様書

唐津市上下水道局

令和8年4月

(目的)

第1条 この唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託（以下「本業務」という。）に関し業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者は、唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）、唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託契約書（以下「契約書」という。）のほか、業務実施計画書、業務提案書その他関係書類に基づき、誠実かつ確実に業務を履行しなければならない。

- 2 本業務の履行にあたっては、水道法（昭和32年法律第177号）、唐津市水道事業給水条例（平成17年条例第266号）、唐津市工業用水道事業給水条例（平成17年条例第274号）、唐津市水道事業給水条例施行規程（平成17年企業管理規程第12号）、唐津市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（平成17年企業管理規程第18号）、唐津市工業用水道事業給水条例施行規程（平成17年企業管理規程第20号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令等を遵守しなければならない。
- 3 受託者は、唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託（以下「本業務」という。）の履行を目的として必要な指示を委託者が行い、受託者はこれに従うものとする。
- 4 受託者は、本業務を履行するにあたり、事前または事後に委託者へ報告を行い、委託者は内容が適正度を判断する。

(書面主義)

第3条 この契約に基づく指示、報告及び協議、（以下「指示等」という。）は、特に定めのある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、指示等を口頭

で行うことができる。

(業務実施計画書)

第4条 受託者は、次の事項について契約書、要求水準書及び仕様書に基づき、委託者と十分な協議を行い、各号に定める期間までに業務実施計画書を策定し、提出するものとする。変更がある場合も同様とする。

なお、提出期日は、準備期間終了月の委託者が別に定める日までとする。

- (1) 業務組織体制
- (2) 従業員の資格及び経歴
- (3) 業務実施計画書（5箇年）
- (4) 年間業務実施計画書
- (5) 月間業務実施計画書
- (6) 緊急時の対処マニュアル
- (7) 安全衛生管理
- (8) その他必要な書類

(報告書等の提出及び協議)

第5条 受託者は、業務日報、月間業務完了報告書、各業務履行報告書等を遅滞なく委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、報告事項において技術的問題がある場合等は、委託者に協議し、改善を図らなければならない。

(委託業務完了検査)

第6条 受託者は、月間及び年間の業務を完了したとき、次の方法により委託者の月間業務完了検査及び年間業務完了検査（委託業務完了検査）を受けなければならない。

- (1) 月間業務完了検査及び年間業務完了検査は、委託者が別に定める日までに、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。
- (2) 業務完了検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができるが、検査の結果、不合格となった部分がある場合は、受託者

は、改善を行い再検査を受けなければならない。

(自主完了検査)

第7条 前条の検査の効率化を図り、受託者内で業務履行のフィードバックを図るため自主検査を行う。

第8条 責任者は、業務の履行内容を熟知するため、第2条第1項で定める要求水準書他の関係書類を管路サービスに常備すること。

(貸与備品の管理)

第9条 委託者は、受託者の業務上必要な物品を貸与するものとする。

2 責任者は、貸与備品台帳を作成し、貸与備品を破損又は紛失したとき、委託者の監督員に報告しなければならない。

3 貸与備品を破損又は紛失したとき、受託者はその弁済の責を負う。

(服装)

第10条 従業員の服装は、次のとおりとする。

(1) 統一した服装をすることとし、唐津市上水道管路施設等維持管理業務受託者であることが確認できるものであること。

(2) 現場においては、ヘルメットを着用すること。

(3) 委託者が証明した身分証明書を常に携行すること。

(4) 水道使用者等から身分証明書の提示を求められたときは、速やかに提示し、これを拒んではならない。

(車輛の運行)

第11条 受託者は、本業務において車輛の運行が必要な場合、受託者の所有する車輛を使用し、従業員の運転により車輛の運行をしなければならない。

2 受託者は、使用する車輛に委託者の承諾を受けて本業務に従事することを示す表示を施さなければならない。

3 受託者の車輛事故について、受託者は一切の責任を持つ。

(緊急時の対応)

第12条 災害及び大規模漏水等の緊急時は、唐津市地域防災計画及び唐津市水道

事業危機管理マニュアル並びに委託者の指示に従い行動しなければならない。また、広範囲に影響を及ぼす漏水等、委託者及び受託者のみで対応困難な場合、公益社団法人日本水道協会及び全国漏水調査協会等からの支援を受け、連携の上、対応を行うこと。

- 2 受託者は、緊急かつ重大な事態が発生したとき、又はその恐れがあるとき、直ちに委託者に報告し、指示に従わなければならない。

(安全の確保)

第13条 受託者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他災害防止関係法の定めるところにより、常に従業員の安全管理に必要な措置を講じ、事故、災害等の未然防止に努めなければならない。

- 2 業務遂行にあたり電気、薬品類、有毒ガス、可燃ガス、酸欠空気、高所深所作業等に対し必要な安全対策を講ずるとともに、従業員の安全確保及び適切な作業手順を選択し、危険防止に努めなければならない。

- 3 本業務の履行にあたり安全管理上に障害が発生した場合、直ちに必要な処置を講じ速やかに監督員に報告し、その指示に従わなければならない。

(事故等の措置)

第14条 受託者は、本業務の履行上の事故等が発生した場合、直ちに応急処置を講ずるとともに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 事故等の発生原因が受託者にある場合、受託者は一切の責めを負わなければならない。

- 3 次に掲げる事故等の処理については、委託者及び受託者で協議のうえ、行うものとする。ただし、受託者において、事故発生時に何らかの措置を講ずる必要があると判断した場合、受託者の責任において当該措置を行うものとする。

(1) 業務履行中に生じた施設、設備等の毀損

(2) 業務履行中に生じた事故等による人員の負傷等

(3) 身分証明書の紛失等

(4) 業務委託に関する電子データ及びその関連文書等の紛失、滅失及び毀損等

(5) その他報告する必要があると認めたもの

4 受託者の責任により委託者又は第三者に損害を与えた場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

5 第3項の事故等が生じた場合、直ちにその状況を報告するとともに、事故報告書を作成し、提出しなければならない。

(業務の手順等)

第17条 要求水準書第27条で定める業務の手順等については各号に従い行うこと。ただし、受託者の発案した効果的な手順等が業務の履行に寄与する場合はこれを妨げない。

(1) 管路パトロール等業務

ア 管路パトロール

実施方法は徒歩による道路及びその周辺の管路上の点検とする。管路上及びその周辺の不明水、管の布設に起因する舗装の異常、弁栓類ボックスの段差や損傷等の有無を目視にて確認し、軽微なものであれば受託者にて補修措置を施すこと。また、管路パトロールの実施に伴い、下水道管路の点検を行うものとする。マンホールのガタツキや公共柵取付管の復旧跡の舗装段差を点検し、補修が必要な場合は委託者に報告する。

なお、配水池の急激な水位低下、最低配水量の異常、道路などからの不明水等が発生した場合に行う緊急管路パトロール業務については、複数の班体制を編成する等の方法で、早急の解決を図らなければならない。

イ 水管橋定期点検

令和5年3月に水道法施行規則の改正により定められた水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインに基づき行う。また、巡視中に発見された軽微な破損等の補修や簡易な除草が必要な箇所については、現場状況に応じて対応し、委託者に報告すること。

ウ 路面及び弁栓類ボックス周辺の補修

管路パトロールの際に発見されたポットホール等の軽微な補修を行うこと

エ 管路パトロール等に関する業務の精算

管路パトロール等業務における各年度の実施数量については、毎年度精算するものとし、税抜金額の1万円未満を切り捨てとする。ただし、各要求数量がそれぞれ増減10%の範囲を超えない数量の場合は、精算を行わないものとする。なお、精算を行う場合、時間外の緊急管路パトロールを除いて、増減10%までの回数を除いた額で差引を行うものとする。

(2) 弁栓類点検清掃等業務は、要求水準書表12に示す弁栓類が常に正常な状態での確に操作ができるように、各年度の作業計画を作成し、委託者の承認後に点検清掃を行うこと。

(3) 水圧測定業務

ア 測定場所及び回数

委託者が指定した箇所において、基準水圧（150kpa～740kpa）について、定期（年1回）又は不定期の測定を行うこと。

イ 測定時間

測定時間は、1回あたり24時間を標準とする。

(4) 洗管業務

ア 洗管業務は、委託者が指定する地点で、排水作業を年1回以上実施すること。また、その他の洗管場所においては、委託者が指定する場所又は受託者と協議により決定した箇所とする。なお、不定期で排水作業が必要な箇所が発生した場合は、委託者、受託者協議により実施すること。

イ 洗管業務作業時間帯

洗管業務作業時間帯は、日中を標準とするが、減圧や断水が想定される場合は、使用者への周知方法の検討を十分に行うこと。なお、委託者、受託者協議により、時間帯の変更が必要と判断された場合は、夜間作業を行うこと。

(5) 導・送・配水管切替業務

ア 仕切弁操作及び事前計画

委託者が行う水道施設工事等に伴い、仕切弁操作及び仕切弁操作に伴う洗管を適切に行うこと。また、業務を正確かつ円滑に行うために、事前に受託者で方法及び手順等を計画立案し、委託者と協議を行うこと。

(6) 漏水修理業務

ア 現場調査

漏水の発見及び通報があった際、直ちに現場を調査し、修理の計画及び工事の手配を行うこと。また、民地内における漏水については、委託者が修理可能な範囲（メーター1次側）かどうかを確認して、水道使用者及び給水管所有者に十分な説明を行ったうえで着手すること。

イ 工事及び断水計画協議

漏水修理について、道路、河川管理者、警察署及び消防署への連絡を行うこと。

ウ 断水広報

使用者、近隣住民及び行政連絡員等への工事内容、断水時間等の周知を広報車、戸別訪問等により行うこと。また、唐津市情報メール、LINE、防災無線、防災ラジオ及びケーブルテレビ等を活用し、複数手段により周知漏れのないように努めること。

エ 問い合わせ対応

漏水修理に伴う断水、水質以上、車両通行規制等について水道使用者からの問い合わせが予想される場合は、これに対応するための従事者を管路サービスに配置すること。この場合、従事者は、問い合わせ対応の他、広報、現場従事者との進捗確認及び委託者との調整等、業務が多岐にわたるため、対応が可能な体制を確保すること。

エ 仕切弁操作

漏水修理に要する仕切弁操作を適切に行うこと。

オ 応急給水

管路事故に伴う断水、水質悪化が発生した際は、影響の及ぶ住民に対し直

ちに対し応急給水を行うこと。

カ 洗管作業

漏水修理の影響範囲において、適切な洗管を行うこと。

キ 大規模漏水等における応援要請

大規模漏水が発生した場合は、受託者及び受託者の協力企業により体制を構築するものとする。ただし、緊急かつ重大な場合等で、受託者で対応が困難な場合は、受託者は委託者に対し応援を要請することができる。

ク 漏水修理工事費

1件の漏水修理工事費が税込200万円を超える工事は、その実施方法について委託者と協議し決定する。ただし、前記ア～キの業務は受託者が行うものとする。

(7) 管路の現場立会業務

ア 管路の現場立会

既存の水道管及び給水管について、上下水道局窓口業務包括的委託業務受託者（以下「窓口業務受託者」という。）、委託者、給水管所有者及び土木工事関連事業者等から現場立会の依頼があった場合、現場にて立会確認を行う。

イ 土木工事関連事業者等との立会

土木工事関連事業者等による工事が水道管に近接して行われる場合は、水道管を保護し、破損事故等を防止するため、適切な助言、指導を行う。なお、双方に齟齬がないように立会内容を明確にしておくこと。

ウ 管路破損事故等が発生した場合について

管路破損事故が発生した場合、業者の手配及び使用者への広報周知等について原因者に指示を行い、早急の復旧に協力する。また、過失の有無、責任の所在及び復旧費用等について厳正に指示を行うこと。

(8) 給水装置に関する業務

ア 給水装置問合わせ及び現場対応に関する業務

窓口業務受託者、給水管所有者等から水質、水圧、その他給水装置に関する相談、苦情及び対応依頼があった場合は、内容を精査の上、現場対応を行うものとする。また、電話による依頼の場合についても、同様とする。

イ 本管分岐からメーター1次側までの給水装置関連設備の不具合について、水量の減失、水圧の低下等、給水管所有者以外へ影響のある場合等においては、委託者と協議を行う。

(9) 窓口受付等業務

ア 窓口受付業務

本業務における窓口受付業務については、住民サービスの向上を心がけ、明快かつ速やかな対応を行うこと。

イ 水道管路管理システム入力に関する業務

給水装置工事届及び水道施設工事の完成図面を基にシステムへの追加入力、既存データの修正、使用水量等データの反映、紙図面の電子データ化及びシステムとの連動処理を随時行うこと。また、入力した内容は、委託者が所有するすべての水道管路管理システムに反映処理を行うこと。

(10) 外注及び物品調達業務

受託者は、外注及び物品調達に関する事務業務について、発注から支払までの事務業務を行うこと。発注については、各年度に実施計画書を作成する際、実施時期を明記し無理のない業務期間の確保と平準化を図ることを心がけること。

アからコまでの業務及び工事について、仕様において、特殊技術を持つ者との契約を定められている場合又は推奨されている場合等を除き、2者以上から見積を徴取する等、費用を抑える取り組みをすること。サの漏水修理工事費については、緊急性を考慮し、1者での発注による契約によることも可能であるが、現場状況と見積金額との比較検証を行い、常に経費の適正化について管理・監督すること。

各年度の業務及び工事については、毎年度精算するものとし、税抜金額

の1万円未満を切り捨てとする。ただし、年間の各業務及び工事費から増減1%の範囲を超えない場合は、精算を行わないものとする。

ア 減圧弁点検業務

市内に配置する全ての減圧弁を毎年度1箇所につき1回確認を行う。メーカー指定の代理店と契約し、工程を打合せ弁操作等共同での現場対応を行うこと。業務完了後、1箇所ごとに点検報告書を設備台帳へ入力を行うこと。

イ 減圧弁分解整備工事

減圧弁本体の内部部品の取替及び分解整備を実施すること。メーカー指定の代理店と契約し、工程を打合せ弁操作等共同での現場対応を行うこと。工事完了後、1箇所ごとに点検報告書を設備台帳へ入力を行うこと。

ウ 海底送水管電気防食装置管理点検業務

東唐津～高島及び相賀～神集島地内に設置する海底送水管電気防食装置の点検業務を行うこと。指定の代理店と契約し、必要に応じ現場対応を行うこと。業務完了後、1箇所ごとに点検報告書を設備台帳への入力を行うこと。

エ 大名小路児童公園耐震性貯水槽分解整備工事

5年毎に分解整備工事を行うこと。メーカー指定の代理店と契約し、必要に応じ現場対応を行うこと。工事完了後、報告書を設備台帳への入力を行うこと。

オ 温石配水池用地内除草業務

温石配水池用地の除草を行い、年1回程度実施すること。（配水池フェンス内は対象外とする。）

カ 各配水池乗入道路及び水管橋用地除草業務

温石配水池を除く各配水池の乗入道路及び水管橋両岸のフェンス内外の用地の除草を行うもの。年1回程度実施すること。

キ 仕切弁ボックス等修繕工事

軽微な補修で対応できない箇所の補修工事を行うこと。

ク 水管橋塗装補修工事

水管橋添架管及び横断管の塗装、補修を実施すること。

ケ 管路舗装補修工事

水道管布設が原因と考えられる道路の異状に対し補修工事を行うこと。

コ 舗装補修用アスファルト常温合材購入業務

道路の舗装補修用アスファルト常温合材を受託者で購入し、常時在庫しておくこと。

サ 漏水修理工事費

5年間の総額は6億9,000万円（税抜）とする。

また、各年度の漏水修理工事費1億3,800万円（税抜）については、毎年度精算するものとし、税抜金額の1万円未満を切り捨てとする。ただし、年間の工事費が1億3,800万（税抜）から増減1%の範囲を超えない場合は、精算を行わないものとする。

なお、精算を行う場合、増減1%までの金額を除いた額で差引を行うものとする。

(11) 交通誘導員

交通誘導警備員の配置については、管路パトロール等業務、弁栓類点検清掃等業務等、受託者の業務従事者が行う業務を対象とする。安全を確保し、業務現場の道路交通状況を十分に考慮した計画とし、特に国道において資格者配置を定めている路線もあるため、点検作業中の事故が発生しないように、受託者の判断において適正な人員配置を行うこと。

また、交通誘導警備員は精算の対象とするが、配置人数及び場所を業務完了報告書に明記すること。

(雑則)

第18条 本業務遂行中、この仕様書に定めのない事項が生じたとき、又は疑義が生じたとき、受託者は委託者と協議を行う。